

里親 Q&A

Q 里親になると子どもと養子縁組することになる？

A 里親＝養子縁組ではありません。養育里親は実親に代わって一時的に子どもを養育する里親で、親権は実親が持ちます。

Q 里親になるには特別な資格が必要？

A 所定の研修を受けるなど、一定の要件を満たしていれば資格は必要ありません。

Q 子育ての経験が無い、共働きである、または単身世帯であっても里親になれますか？

A 要件を満たしていれば里親になれます。

Q 年齢制限はあるの？

A 定められた年齢制限はありません。面談や調査で十分な里親活動が困難と判断された場合にはお断りすることがあります。養子縁組里親に関しては、子どもとの年齢差が考慮されます。

Q 里親になったら、どれくらいで子どもが預けられるの？

A 子どもの状態や実親の意向なども確認しながら、児童相談所が判断します。

Q 子育ての費用はどうなるの？

A 子どもの生活費や教育費、医療費などの必要な経費については公費で支払われます。さらに養育里親と専門里親には里親手当が支給されます。

さらに詳しく聞きたい時は
お住まいの地域の児童相談所にお問い合わせを



北勢児童相談所
〒510-0894
四日市市大字泊村 977-1
TEL 059・347・2030
FAX 059・347・2056



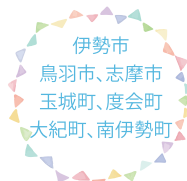
鈴鹿児童相談所
〒513-0809
鈴鹿市西条 5-117(県鈴鹿庁舎 1F)
TEL 059・382・9794
FAX 059・382・9795



中央児童相談所
〒514-0113
津市一身田大古曾 694-1
TEL 059・231・5666
FAX 059・231・5903



伊賀児童相談所
〒518-8533
伊賀市四十九町 2802(県伊賀庁舎 4F)
TEL 0595・24・8060
FAX 0595・24・6310



南勢志摩児童相談所
〒516-8566
伊勢市勢田町 628-2(県伊勢庁舎別館 2F)
TEL 0596・27・5143
FAX 0596・27・5309



紀州児童相談所
〒519-3695
尾鷲市坂場西町 1-1(県尾鷲庁舎 2F)
TEL 0597・23・3435
FAX 0597・23・3437



**三重県庁 子ども・福祉部
児童相談支援課**
〒514-8570 津市広明町 13 番地
TEL 059・224・2760
FAX 059・228・2085
mail jidoucen@pref.mie.lg.jp

里親 になりませんか？

様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを迎え入れ、温かい愛情と理解をもって養育を行う人を「里親」といいます。



里親の要件

- 子どもの養育について理解と愛情があること
- 経済的に困っていないこと
- 決められた研修を受講すること
- 希望者や同居人が欠格事由に該当しないこと

里親の種類

養育里親

保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで（原則18歳まで）養育する里親です。養育期間は1か月未満の場合もあれば、数年間となる場合もあります。

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。

専門里親

虐待を受けた子ども、非行傾向のある子ども、障がいのある子どもなど、専門的な支援が必要な子どもを養育する里親です。

親族里親

保護者の死亡、行方不明等により、子どもを養育できなくなった場合に、子どもの扶養義務者である親族（祖父母等）が子どもを養育する里親です。

さまざまな里親さんが必要とされています。

家庭に戻る又は自立するまで、年単位の比較的長期の養育を行う里親。

預かる子どもの通学環境や生活エリアを維持できる里親（校区内里親）。

施設に預けられている子どもを家に数日間迎える里親（ホームステイ事業）。

思春期の中学生や高校生や、障がいのある子どもを専門に養育する里親。

里親になるまでのステップ

step 1

相談と聞き取り（インテーク面談）

児童相談所などで児相関係機関職員による制度説明と面談を受ける（複数回実施する場合有り）。

step 2

研修の受講

基礎研修および登録前研修（計3日間～4日間）を受講。

step 3

家庭訪問調査

ふりかえり面談と登録意向確認。

里親認定申請書等の提出。

家庭状況の確認（家族構成、住居・経済・健康の状況等）。

step 4

施設での実習

県内の乳児院または児童養護施設等での実習（2日間）。

step 5

審査・登録

三重県社会福祉審議会での審査を経て里親として認定。

里親名簿に登録。

step 6

オリエンテーション

児童の委託を受けた際の説明、登録後の支援の説明、関係機関との顔合わせ、登録証の公布。

※養育里親・養子縁組里親は5年、専門里親は2年が有効期限となっており、登録の更新には研修の受講が必要です。

みえさとちゃん



里親になってからのサポート

子どもの養育費へのサポート

三重県……………里親手当、児童手当、受診券（医療費）等

里親制度や子育ての悩み、里親活動に対するサポート

児童相談所……………制度や子どもに関する事柄
里親支援専門相談員…家庭訪問や相談等
フォostリング機関…家庭訪問や研修等
里親支援センター……………研修や児童の自立支援等

里親の休息に対するサポート

児童養護施設・乳児院、里親……………レスパイト・ケア

里親同士のサポート

三重県里親会……………里親サロン、賠償責任保険等



里親制度は社会的な養育です。
里親をサポートする人々や組織が
連携して家庭を支えます。